

鶴岡市U I ターン就農者支援事業補助金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、就農希望者が就農しやすい体制を整備するとともに、担い手としての着実な成長を支援することで離農を防止し、本市の定住人口の増加に寄与することを目的として、市外から転入し、本市で新規に農業経営を開始しようとする青年の新規就農者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

(1) この告示において使用する用語は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）において使用する用語の例による。

(2) この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア Uターン就農者 市外で居住、進学、就職などしていた本市出身者であって定住の意志をもって帰郷し、市内で新たに農業に従事する者をいう。

イ Iターン就農者 本市に定住する意思をもって転入し、市内で新たに農業に従事する者をいう。

ウ 親元就農 農業経営者の3親等内の親族が、当該経営者の元で農業に従事することをいう。

エ U I ターン就農者 Uターン就農者又はIターン就農者をいう。ただし、親元就農を除く。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、転入後10年を経過しないU I ターン就農者のうち、別表に掲げるものとする。

4 補助金の額等

補助金の額及び補助の対象となる期間は、別表のとおりとする。

5 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 住宅家賃支援事業

ア 住民票の写し

イ 賃貸住宅等に係る契約書の写し

ウ 研修計画及び承認通知書の写し（別表第1項第1号の場合）

エ 青年等就農計画及び認定書の写し（別表第1項第2号の場合）

(2) 農業機械・農業用ハウスリース支援事業

ア 住民票の写し

イ 農業用機械・農業用ハウスの賃貸借に係る契約書の写し

ウ 青年等就農計画及び認定書の写し

エ 3親等図（個人から貸借する場合）

(3) 農地賃借料支援事業

ア 住民票の写し

イ 農地の賃貸借に係る契約書の写し

ウ 青年等就農計画及び認定書の写し

6 支払時期

補助金は、別記様式による請求に基づき、原則として四半期毎に支払うものとする。

7 実績報告書

実績報告書の提出期限は、当該事業完了後30日を経過する日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日とし、実績報告書に添付すべき書類は、規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 住宅家賃支援事業

- ア 家賃の支払状況を証する書類
- イ 研修状況報告書（別表第1項第1号の場合）
- ウ 農業経営に関する決算書（別表第1項第2号の場合）

(2) 農業機械・農業用ハウスリース支援事業

- ア 賃借料の支払状況を証する書類
- イ 農業経営に関する決算書

(3) 農地賃借料支援事業

- ア 農地賃借料を支払ったことを証する書類の写し
- イ 農業経営に関する決算書

8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。